

## 障害者活躍企業認証事業実施要項

平成29年8月1日  
公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要項は、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の優れた取組を実施しており、障害者を多数雇用し、障害者が活躍している企業（以下「障害者活躍企業」といいます。）を認証する事業（以下「事業」といいます。）の実施に必要な事項を定めます。

### 第2章 障害者活躍企業の認証及び認証マークの付与

#### (事業内容)

第2条 公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会（以下「全重協」といいます。）は、厚生労働省の委託を受けて、企業の申請に基づき、別に定める基準（以下「認証基準」といいます。）を満たす企業を障害者活躍企業として認証するとともに、認証マーク（以下「マーク」といいます。）を付与します。

#### (認証事業委員会)

第3条 事業実施に係る重要事項を審議、決定するとともに、障害者活躍企業を選定するため、全重協に認証事業委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会の構成及び運営手続き等については、全重協が厚生労働省と協議の上、別に定めます。

#### (認証基準)

第4条 認証基準については、全重協が厚生労働省と協議の上、委員会の審議を経て定めます。

#### (マークのデザインの決定)

第5条 マークのデザインについては、委員会において決定します。

#### (認証申請)

第6条 障害者活躍企業として認証を受けようとする企業は、障害者活躍企業認証申請書（様式第1号）に、別に定める必要書類を添付して全重協に申請する必要があります。

2 申請の受付は、平成29年度の上期（平成29年8月2日から9月30日まで）と下期（平成29年10月1日から平成30年2月28日まで）に分けて行います。

#### (認証)

第7条 全重協は、前条の申請に基づき、委員会の審議を経て認証基準を満たす企業を障害者活躍企業として認証します。

2 認証は、前条に規定する上期と下期の2回に分けて行います。

#### (認証状等の交付)

第8条 全重協は、障害者活躍企業として認証された企業（以下「認証企業」といいます。）に障害者活躍企業認証状（様式第2号）（以下「認証状」といいます。）及びマークを交付します。

2 マークの使用は別に定める使用規定に基づくものとします。

#### (認証企業の登録及び公開)

第9条 全重協は、所定の登録簿を備え、認証企業に係る以下の事項を記載するとともに、全重協のホームページを通じて公開します。

- (1) 企業名及び代表者名
  - (2) 所在地及びホームページのURL
  - (3) 業種
  - (4) 認証の事由となった障害者雇用に係る取組の概要
  - (5) 認証の日付及びその有効期間
- 2 前項の内容の一部については、必要に応じ厚生労働省のホームページを通じて公表します。
  - 3 認証企業は、別に定める様式（様式第3号）により、認証の事由となった取組の詳細について全重協に報告しなければなりません。
  - 4 全重協は、前項の報告の内容を別途作成する好事例集に掲載します。
  - 5 第10条に規定する認証の有効期間が満了となった場合、第13条に規定する認証の一時停止が行われた場合、又は第14条に規定する認証の取り消しが行われた場合、全重協は、その日付及び原因となった事実を登録簿に記載するとともに、当該企業に係る登録簿の公開を中止します。

（認証の有効期間）

第10条 認証の有効期間は、認証の日から2年間とします。

（申請内容の変更等があった場合の取扱）

- 第11条 認証企業は、第6条の申請の内容に重要な変更が生じたときは、別に定める様式（様式第4号）により、速やかに全重協に報告しなければなりません。
- 2 全重協は、前項の報告に基づき、認証の継続の可否を判断し、その結果を当該認証企業に通知します。
  - 3 全重協は、前項の規定により、認証を継続するときは、必要に応じて、認証状の書き換えを行います。この場合、当該認証企業は、先に交付された認証状を全重協に返納するものとします。
  - 4 全重協は、第2項の規定により、認証の継続が適当でないと判断したときは、第14条第1項第2号の規定により、当該認証企業の認証を取り消します。
  - 5 以上の取扱は、第1項の報告によらず、全重協が自ら申請内容の変更等を把握した場合も同様とします。

### 第3章 事業を適正に実施するために講ずる措置

（措置）

第12条 全重協は、事業を適正に実施するために必要があると認めるときは、認証企業に対し、注意、勧告、認証の一時停止又は認証の取り消しの措置（以下「措置」といいます。）を講ずることができます。

（認証の一時停止）

- 第13条 認証企業が、前条の規定による注意又は勧告に対し、正当な理由なく従わない場合又は十分な改善を実施していると認められない場合、全重協は、終了条件を付した上で、1年未満の期間を定め、認証及びマークの使用を一時停止（以下「一時停止」といいます。）することができます。
- 2 全重協は、前項の規定に基づいて一時停止する場合は、当該認証企業に事前に弁明の機会を与えなければなりません。また、弁明の結果、なお一時停止することが適当と判断したときは、これを行わなければなりません。
  - 3 一時停止することとされた認証企業は、一時停止が終了するまで、マークの使用を中止するとともに、認証状を全重協に返納しなければなりません。
  - 4 全重協は、第1項の規定により一時停止したときは、その旨全重協のホームページを通じて公表するとともに、その直後に開催された委員会において報告します。

- 5 一時停止は、終了条件が満たされたことを全重協が確認し、その旨当該認証企業に通知することによって終了します。この場合の認証の有効期間は、当初の有効期間から一時停止の期間を除いた期間となります。
- 6 前項の規定により一時停止が終了したときは、全重協は、その旨全重協のホームページを通じて公表するとともに、認証状を当該認証企業に返還します。

(認証の取り消し)

第14条 全重協は、以下の各号のいずれかに該当するときは、当該認証企業の認証を取り消すことができます。

- (1) 第6条第1項の申請内容に虚偽があった場合
  - (2) 第11条第2項の規定により、認証の継続が適当でないと全重協が判断した場合
  - (3) 前条の規定による一時停止に当該認証企業が正当な理由なく従わない場合、一時停止の期間内に終了条件を満たさない場合又は当該認証企業が終了条件を満たすことなく認証の取り消しを申し出た場合
  - (4) 認証企業が事業を廃止した場合
- 2 全重協は、前項の規定に基づいて認証を取り消す場合は、当該認証企業に事前に弁明の機会を与えなければなりません。また、弁明の結果、なお取り消すことが適当と判断したときは、これを行わなければなりません。
  - 3 第1項の規定による認証の取り消しがあったとき、当該認証企業は、マークの使用を中止するとともに、認証状を全重協に返納しなければなりません。
  - 4 全重協は、第1項の規定による認証の取り消しを行ったときは、その旨全重協のホームページを通じて公表するとともに、その直後に開催された委員会において報告します。

(認証企業からの異議の申し出)

第15条 認証企業は、全重協が当該企業に対して決定した措置について、措置が決定された日から起算して1か月以内に異議を申し立てることができます。

(様式第1号)

障害者活躍企業認証申請書

公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会  
会長 栗原敏郎 殿

障害者活躍企業認証事業実施要項第6条に基づき、認証を申請いたします。

平成 年 月 日

1 企業名：  
ふりがな：

2 代表者名：  
ふりがな：

印

3 担当者名：  
ふりがな：

4 本社所在地：

5 業種：

6 主な事業内容：

7 TEL：

8 FAX：

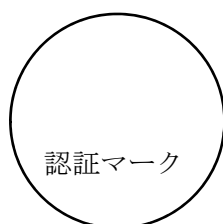
9 Eメール：

10 ホームページURL：

(様式第2号)

# 障害者活躍企業認証状

障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の優れた取組を実施しており、障害者を多数雇用し、障害者が活躍している障害者活躍企業として認証します。



障害者活躍企業

厚生労働省 2017

認証番号：

認証企業名：

認証の有効期間： 認証日から起算して2年間

2017年 月 日

厚生労働省委託事業受託団体

公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会

(様式第3号)

障害者雇用好事例記録票 (記入例)

- 1 テーマ 合理的配慮
- 2 企業名 〇〇株式会社
- 3 所在地 東京都中央区八丁堀〇-〇-〇
- 4 担当者 〇野〇夫
- 5 電話番号 03-6280-〇〇〇〇
- 6 FAX 03-6280-〇〇〇〇
- 7 メール 〇〇〇〇〇@〇〇〇.co.jp
- 8 従業員数 100人
- 9 資本金 5,000万円
- 10 業種 食料品製造
- 11 雇用障害者数 25人 (うち重度10人、短時間5人)
- 12 障害種別 身体6人 (うち重度2人)、知的15人 (うち重度8人)、精神4人
- 13 職務内容 食器等の洗浄、調理準備 (知的)

14 好事例となる取組内容の概要

(取組1)

課題：新たに精神障害者を採用したが、なかなか仕事になじめず、とうとう調子を崩して、会社に出てこなくなりました。

対応：既に採用していた別の精神障害者が、調子を崩した精神障害者の仕事をマンツーマンで指導するようにして、生活面の悩みも相談にのるようにした。

効果：調子を崩していた精神障害者の体調の変動が少なくなり、その結果、欠勤も少なくなり、仕事の能率も上がるようになった。また、指導役の精神障害者のモラルも向上した。

(取組2)

課題：

対応：

効果：

---

---

---

(取組3)

課題：

---

---

---

対応：

---

---

効果：

---

---

---

(以下必要に応じて適宜追加して下さい。)

#### 15 取組の詳細

取組1：

取組 2

取組 3

(以下必要に応じて適宜追加して下さい。)



(様式第4号)

申請内容変更報告書

障害者活躍企業認証事業実施要項第6条に基づき、平成 年 月 日付で認証の申請を行った際に提出した書類の内容について以下のとおり変更がありましたので、報告いたします。

1 申請書類の変更箇所

2 変更内容

(変更前の記述)

(変更後の記述)

公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会  
会長 栗原敏郎 殿

平成 年 月 日

企業名：

代表者名：

担当者名：

住所：

連絡先電話番号：

FAX番号：

Eメール：